
はじめに

皆さんは、「スポーツ」とはどのようなものであると考えていますか？

日本体育協会では、スポーツは、「人間が運動を自ら楽しみとして求めることによって成立してきた人類共通の文化」であると考えています。それは、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、ともに喜び、感動を共有し、絆を深めることを可能にします。さらに、子どもたちが成長していく過程で、他者への思いやり、共に協力し合う気持ち、誰にでも公平に接し、約束を守ることを尊ぶ心の成長も促します。

また、これからのスポーツには、公正で福祉豊かな地域社会、環境と共生したライフスタイルが実現する社会、平和と友好に満ちた社会の形成に大きく寄与することが期待されています。

このようにスポーツは、人間の成長に大きく影響するのみならず、望ましい社会の構築にも貢献する力を持っています。したがってスポーツの指導には責任が伴っており、プロコーチであってもボランティア指導者であっても、その責任の大きさに変わりはありません。

そして、そのような責任を伴った指導が、指導対象者の成長や喜びになったとき、指導者にとっても大きな喜びとなることでしょう。まさに夢のある、やりがいにも満ちた営みと言えます。

日本体育協会は、「安全で、正しく、楽しいスポーツ活動をサポートする」指導者を養成・認定する団体の責務として、スポーツの意義や価値を高めるキーパーソンとなるスポーツ指導者としての望ましい考え方や行動をガイドラインとして示すこととしました。

このガイドラインが、指導者をはじめスポーツに携わる多くの方々に理解され、活動の後押しとなり、より良いスポーツの発展につながることを期待しています。

日本体育協会スポーツ憲章

第1条 スポーツの意義と価値

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。

さらに、スポーツは、人々が自主的、自発的に行うことを通じて、望ましい社会の実現に貢献するという社会的価値を有する。

第4条 基本的権利としてのスポーツ

スポーツは、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、全ての人が自由に楽しむ文化であり、スポーツを楽しむことは、全ての人の基本的な権利である。そして、その権利の実現のためには、誰もがスポーツに親しめる機会として、「する」、「みる」、「支える(育てる)」等の多様な関わり方が可能となり、また、適切なスポーツ指導能力を持つ有資格者の指導が受けられるよう配慮されなければならない。

第5条 スポーツの公平性及び公正性の確保

スポーツにおいては、フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする。

- (1) 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント又は人種、性別、障がいの有無などによる差別等の行為
- (2) ドーピングや勝敗に関わる不正な操作等の不正行為

(一部抜粋)

I

スポーツの意義と価値

日本体育協会と日本オリンピック委員会が21世紀のスポーツが果たすべき使命を謳った「スポーツ宣言日本」では、スポーツの21世紀的価値を「**素朴な運動の喜びを共に分かち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である**」としています。

スポーツに携わる私たちは、スポーツが身体を動かすという人間の本質的な欲求を満たし、人生をより豊かにし、生きる喜びをもたらす効果を持っているだけでなく、人間が社会で生きていくための基本となる能力、すなわち他者を尊重する、思いやりを持つ、困難に立ち向かい努力する、自ら考え工夫し行動する、などの力を身につけるのに有効であることを学んできました。

そして、「スポーツ宣言日本」で示されているように、現代社会におけるスポーツは、スポーツそのものの発展を遂げたばかりでなく、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において、人類が一つであることを認識させるなど、極めて大きな社会的影響力をもつようになりました。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えているのです。

II

スポーツ指導者の役割

1 スポーツを楽しむ権利を支える指導者

2011年に施行されたスポーツ基本法では、「**スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利**」と謳われており、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることが明確に示されています。しかし、単にスポーツに参加する機会が確保されているだけでは、幸福で豊かな生活に結び付くとはいえられません。

この点についてスポーツ基本法では、「**全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない**」と示しています。

誰もがスポーツに親しめる場やスポーツの意義と価値を知る(学ぶ)ことのできる機会が確保されるためには、スポーツ活動をサポートしてくれる人や組織が整備されている必要があります。特にスポーツ活動を直接的にサポートする役割を担うスポーツ指導者はスポーツを楽しむために欠かせない存在といえるでしょう。



2

安全で、正しく、楽しいスポーツ活動の場を確保するために

スポーツの主角はあくまでもプレーヤー（スポーツをする人すべてを「プレーヤー」と表現します）です。このことは、スポーツを指導する際のすべての基本となります。

スポーツ指導者が「安全で、正しく、楽しい」スポーツ活動の場を確保するためには、次のような姿勢や考え方が必要となります。

- スポーツに対して情熱を持ち、常にプレーヤーを最優先し、何事にも前向きに取り組む
- すべてのプレーヤーに常に公平な態度で接し、また活動に参加したくなるような雰囲気を作る
- すべてのプレーヤーの個性や長所を見つけ、伸ばす
- 一方的、強制的な指導にならないよう、コミュニケーションスキルを高め、活動のねらいや内容をプレーヤーと共有する
- 発育発達段階や技能レベルに即して指導の内容と方法を工夫する
- プレーヤーの健康状態に注意をはらい、ケガや病気を起こさないよう配慮する
- 天候や活動場所の整備状況、道具・用具の手入れや施設の破損確認などに配慮する

3 指導者とプレイヤーの望ましい関係づくりのために

スポーツの主役はプレイヤーであります。指導者が指導的立場にいることによって、プレイヤーに対して上位の権力を持つこととなります。こうした関係を指導者自身が自覚していることはとても大切です。

プレイヤーが未成年であったり、競技レベルが高くなったり、あるいは指導者が過去に高い競技成績や指導実績を残していれば、その傾向はさらに強くなり、同時に指導者に対するプレイヤーの依存度も高くなります。

指導者が個々のプレイヤーを自立した個人として考え、権利や尊厳や人格を尊重した指導を行い、その結果、プレイヤーが指導者に対して信頼を寄せ、尊敬の気持ちを持つような相互尊敬の関係にあることが望まれます。



4 フェアプレーの実践

スポーツの意義と価値を表現するため、そして、指導者とプレーヤーの望ましい関係を構築するための有効な行動と考え方として、フェアプレーの実践があります。

フェアプレーには二つの側面があり、それは「行動としてのフェアプレー」と「フェアプレー精神」です。「行動としてのフェアプレー」とは、ルールを守り公正に振る舞うということに留まらず、他者（や審判）を尊重し、仲間を信じ、支える方々に感謝し、全力を尽くしてプレーすることであると考えます。そして「フェアプレー精神」とは、自分の心に問いかけた時、恥ずかしくない判断ができる心のあり方ということが出来ます。

どのような場合であれ、スポーツにはフェアな行動と精神が求められます。プレーヤーに対して大きな影響を及ぼす指導者であるからこそ、フェアな精神をもち、フェアな言動に徹するべきでしょう。そうした言動に基づいて指導するからこそ、プレーヤーはフェアプレーを身につけることができるのです。

「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーン

日本体育協会では、社会全体にフェアプレーを浸透させるため「**フェアプレーで日本を元気にキャンペーン**」を展開しています。プレーヤーにフェアプレーを伝えるためのツールとしてご活用ください。

「フェアプレー7カ条」

スポーツにおいてだけでなく、普段の生活でも自らの指針となる「フェアプレー7カ条」を浸透させていきます。

- ① 約束を守ろう
- ② 感謝しよう
- ③ 全力を尽くそう
- ④ 挑戦しよう
- ⑤ 仲間を信じよう
- ⑥ 思いやりを持とう
- ⑦ たのしもう



5 スポーツと社会の結びつき

私たちの社会において、スポーツに対する注目は年々高まっています。その中でフェアに行動しフェアな精神を身につけることはスポーツの場だけに留まらず、社会的にも価値があることと期待されています。

社会において認められているスポーツの価値を守り高めていくのは、スポーツに携わっている私たち自身です。特にプレーヤーに対して、あるいは社会に対して影響力を持つスポーツ指導者の言動には、これまで以上に高い倫理性が求められているのです。

他方で、現代社会は急激に変化しています。人々の権利意識やプライバシー意識は高まり、多様な価値観が認められるようになってきました。このような社会の変化は、スポーツを取り巻く環境にも大きく影響を及ぼしており、スポーツ指導のあり方についても、その変化に対応していくことが求められています。

したがって、指導者は現代社会の変化を踏まえ、プレーヤーや現代社会に受け入れられる有効な指導方法を模索し続ける必要があります。

Ⅲ

スポーツ指導者の心得

日本体育協会スポーツ憲章では「第2章：スポーツを行う者の心得」として、**自発的に行うこと、フェアプレーを尊重すること、相手を尊重し全力を尽くすこと**が重要であると説明しています。スポーツ指導者の役割は、プレーヤーがこうした心得に沿ってプレーできるようサポートすることが大切です。

このような役割を果たすために、指導者は以下のことを心得ておかなければなりません。

1 プレーヤーが主役です

スポーツの大きな魅力のひとつとして競争的特性があります。したがって、指導者が勝利を優先したくなるのは当然のことかもしれません。しかし、プレーヤーが自発的に、フェアプレーや相互尊重の精神に基づいてプレーしているからこそ、人々はスポーツにおける勝利に価値を見出しているのだと言えます。

プレーヤーの自発的な行動を促すためには以下のことを常に心がける必要があります。

- スポーツ活動においてはプレーヤーが主役であり、指導者の役割はプレーヤーの活動のサポート役であることを認識する
- プレーヤーを自立した個人として考え、プレーヤーが主体的に判断し行動できるよう促す
- プレーヤーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接する
- プレーヤーとの信頼関係を築きつつも、過度の主従関係や親密な関係はさげ、適切な距離を保つよう心がける
- 指導者自らの言動だけではなく、プレーヤー間やOB・OG、保護者など、指導するスポーツ活動のあらゆる場面に注意を払う

2 指導者の持つ影響力を自覚しましょう

指導者はプレーヤーに対して大きな影響力を持ちます。そして指導者の倫理観やそれに基づく言動は、プレーヤーたちの態度や言動、さらにはスポーツに対する価値観にも影響を及ぼすことになります。

指導者は、スポーツ活動中はもちろんのこと、それ以外の時でも倫理的に望ましい環境を確立するためのキーパーソンなのです。したがって、自身の言動の倫理性について常に注意を払い、自覚していることが求められます。

- 指導者はプレーヤーに対して権力を持っていることを自覚する
- 指導者による反倫理的な言動の多くは、指導者のもつ権力を背景に生じることを自覚する
- 指導者による反倫理的言動は、プレーヤーの人権やスポーツを行う権利を侵害することを自覚する

3 反倫理的言動に適切に対処しましょう

スポーツ指導者は、指導に関する知識や技術だけでなく、倫理に関する情報の収集に努め、反倫理的言動とは何かについての理解を深める必要があります。これらのことを自覚したうえで、以下のことについて強い意志を持ち対処することが求められます。

- あらゆる暴力やハラスメントをしない、許さない
- 年齢、性別、性的指向(恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか)や性自認(自分の性別に対する自己認識)、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない
- 反倫理的言動を黙認や隠ぺいせず、速やかに適切に対処する

指導者の態度や言動は、社会から注目されています。常に学び続け、自ら成長・発展するとともに、社会的期待に応えられる振る舞いや服装を心がけましょう。

以上の心得を遵守することが指導者の責務であることを理解し、行動することが大切です。

PATROL しましょう

プレーヤーが自立(自律)し、自ら進んで取り組めるよう“PATROL”を心がけましょう

Process : 「結果ではなく、経過を重視しましょう」

結果を評価するのではなく、経過を重視しましょう。どんな結果であろうとも、結果に至るまでの努力や行動があったはずです。いい結果が出た時も悪い結果が出た時も、プレーヤーと一緒に原因を考えてみましょう。

Acknowledgement : 「承認しましょう」

プレーヤーの意思を尊重し、その行動や言動を承認することが重要です。自らの存在を認められることが、プレーヤーにとって大きな励みになるのです。

Together : 「一緒に楽しみ、一緒に考えましょう」

何よりも指導者自身が楽しくなければ、プレーヤーも楽しくありません。プレーヤーとともにスポーツを一緒に楽しみましょう。

Respect : 「尊敬しましょう、尊重しましょう」

年齢、性別に関係なく、すべての人を尊敬する気持ちを持ちましょう。10人いれば10人の個が存在します。プレーヤーの個性を尊重しましょう。

Observation : 「よく観察しましょう」

プレーヤーをよく観察しましょう。体調は万全か、悩み事はないだろうか。見ていなければわかりません。「見られている」ことでプレーヤーは安心するのです。

Listening : 「話をよく聴きましょう」

自分が話すより、プレーヤーの話を聴く時間を多く取るように心がけましょう。指導者が「なってほしいプレーヤー」ではなく、プレーヤー自身が「なりたい」自分を意識し、気づかせるためには、プレーヤー自身にたくさん話す機会を作ってあげましょう。

「公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅰ」より

IV

倫理的問題が起こらないために

1

倫理的問題が生じやすい構造的要因

スポーツが持つ競争的特性は、人々をスポーツに引きつける魅力の一つだと言えるでしょう。しかしこの競争的特性と、スポーツが持つ楽しさや喜びとのバランスが崩れると、暴力やいじめなどの問題が生じやすくなります。また絶対的な上下関係がある集団では、ハラスメントなどの問題が起こりがちです。

スポーツが行われる環境には、一般社会以上に倫理的問題が生じやすい要因が潜んでいます。その中でも指導者に関係する要因としては以下のようなものがあります。

スポーツ集団内の要因

- 指導者とプレーヤー間の権力関係
- プレーヤー間の厳格な上下関係
- 勝利至上主義
- 集団主義 など

スポーツ界全体の要因

- 男性中心的な風潮や制度
- 競技成績が進学や就職に役立つ
- スポーツの場が社会から閉鎖的になっている など

IV

2 表面化しにくい倫理的問題への対応

前項のような要因を持つスポーツ現場で反倫理的言動が生じた場合、その被害者はそれを拒否する明確な意思表示ができないことも少なくありません。しかし、明確な拒否の意思表示がないからといって必ずしも被害者が反倫理的言動を受け入れているわけではありません。

また被害者が拒否の意思表示をできないということは、倫理的問題が表面化しにくいことを意味しています。また表面化したとしても、そうした問題はクラブや学校などの組織内で隠ぺいされる恐れがあります。

したがって、倫理的問題が生じた場合には、被害者の立場を考慮しつつ、速やかに適切な対応をすることが不可欠です。さらに、たとえ現在は指導現場に問題がなくても、倫理的な問題について理解を深め、将来的に問題が起こらないように対策を立てておくことが必要です。

反倫理的言動はスポーツ指導者とプレーヤーの間だけではなく、スポーツに関わるあらゆる人間関係で生じる可能性があります。したがって、指導者はそのことを認識し、自分自身の言動のみならず、自身に関わる指導現場、合宿所や遠征先、そこへの移動や飲食会などを含めたあらゆる場面において反倫理的言動が生じないように、最大限の準備と対応をすることが求められます。



3 反倫理的言動とは

1. 反倫理的言動

スポーツ指導者は、自ら関わるスポーツ活動のあらゆる場面における倫理確立のためのキーパーソンとしての役割を期待されています。しかし、これまでに指導者が倫理的な問題を起こしてきたことも事実です。指導者による反倫理的言動の内容及び範囲としては、次のようなものがあげられます。

反人道的言動

① 身体的・精神的暴力及び言葉の暴力

身体的暴力は殴る、蹴る、平手打ち、バットや竹刀でたたく、物を投げつけるなどの行為、および直接身体に触れないとしても同様の行為により威圧することを指し、刑法によって定められています。

プレーヤーの人格や尊厳を否定するような発言は言葉の暴力になります。こうした発言や相手の存在を無視するような態度をとるなどの言動によって、相手をコントロールしたり精神的に追い詰めるような状態になれば、そうした言動は精神的暴力という意味合いを持ちます。

たとえプレーヤーを励ましたり動機づけるための声かけであっても、指導者は一般社会で受け入れられるような言葉遣いをするよう心がけましょう。

② 性暴力及びセクシュアルハラスメント

性暴力は、身体的暴力や脅迫を伴う、相手の望まない性的行為を指し、刑法や民法によって定められています。強姦・準強姦や強制わいせつ行為は言うまでもありませんが、権力を持つ者がプレーヤーに対してその権力を濫用することによって、あたかも相手が望んで受け入れているように見える事例(性的虐待)も報告されています。

また、セクシュアルハラスメントは、相手が不快や不安を感じる性的な言動であり、それを拒否したり受け入れたりすることによって相手に利害が及ぶような言動を指します。セクシュアルハラスメントの加害者は必ずしも男性で、被害者は女性であるとは限りません。

労働の場や教育の場などではセクシュアルハラスメントの防止に向けた方

策がいろいろととられています。スポーツ界では国際オリンピック委員会が2007年2月に「セクシュアルハラスメントや性的虐待に関する統一声明」を発表し、この問題の解決に向けて各国のすべてのスポーツ組織が積極的に対策をとることを求めています。

③ 差別

年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの特徴を理由に、相手の扱いに差をつけたり相手を嘲笑・侮辱する、さらには集団から除外する、あるいは関わりを拒否する言動を意味します。

その他の反社会的行為

① 不適切な指導

罰として正座をさせたり、不適切な負荷を設定したトレーニングをさせる、ケガをしているにも関わらずプレーを強要するなど、スポーツ医・科学的根拠を欠く指導を指します。また、脱衣や断髪の強要などの個人の尊厳を傷つける行為、あるいは正当な理由なくプレーさせないなど、スポーツを行う権利を奪う行為も含まれます。

② ドーピング及び禁止薬物等の使用

ドーピングとは競技能力を増幅させる可能性がある手段(薬物あるいは方法)を不正に使用することであり、スポーツの基本的理念であるフェアプレーに反する行為です。覚醒剤や麻薬等の使用禁止は刑法によって定められています。

③ 金銭的な事柄

目的外使用などの不適切な経理処理、金銭の横領や贈収賄、金銭や接待などの直接または間接的な強要、受領もしくは提供など、スポーツ指導に関わる金銭的に不適切な処理を意味しています。

また、たとえ直接的なお金のやり取りがなくても、スポーツ指導者の立場を利用した便宜供与や物品提供の強要、受領もしくは提供などは反社会的行為となります。

2. 反倫理的言動がもたらす影響

スポーツ指導者による反倫理的言動がプレーヤーに及ぼす影響は幅広く、深

刻な場合には被害を受けたプレーヤーが自殺に至ってしまった事例も報告されています。指導者による反倫理的言動は、プレーヤーに対して以下のような悪影響を及ぼすと言われています。

対個人

身体・精神面

- 心身の健康状態の悪化
- やる気や意欲の低下
- 自尊感情や自己評価の低下
- 不眠症、抑うつ感
- 摂食障害 など

行動面

- スポーツや社会活動への参加の減少
- 競技成績や学業成績の低下 など

社会生活面

- スポーツや社会生活からの離脱
- 自傷行為、自殺未遂
- 自殺 など

対集団

- 集団内に不愉快な環境を作り出す
- 権利侵害や権力濫用の放置
- 集団内のモラルや機能の低下 など

対社会

- スポーツそのものや所属集団、スポーツ指導者の社会的イメージや評判を悪くする など

未成年のプレーヤーは人格形成期にあり、指導者への依存度も高くなります。そのため、未成年者に対する反倫理的言動の悪影響はさらに深刻なものになります。特に子どもたちを指導対象とする場合は、心身の発育発達や技能レベルなどを十分考慮した指導をするとともに、子どもたちの手本となるような言動を心がけることが求められます。

おわりに

プレーヤーの人生に深く関わりを持つ指導者の喜びとは、プレーヤーとともに成長することであり、プレーヤーからの感謝などであると思います。

このガイドラインは指導者の言動を制限するためではなく、指導者がスポーツの場においてプレーヤーを最優先し、プレーヤーとの間に適切な人間関係を構築するために作成したものです。さらには指導者だけでなく、この冊子をご覧のすべての方々にガイドラインの理念と目的を深く理解していただき、それらを実際のスポーツ活動に反映していただくことを願っています。

最後に、スポーツにおける倫理的な問題は指導者だけに責任があるわけではありません。こうした問題の解決にはスポーツ界全体の取り組みが必要です。本会は、加盟団体をはじめとするスポーツ関係者と連携して、そのための努力を今後も続けていきます。



スポーツ宣言日本 21世紀におけるスポーツの使命

はじめに

本宣言は、日本のスポーツ100周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる100年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピック委員会の母体である大日本体育協会は1911年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつに至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな100年に向けた21世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一歩」を導くために、「日本のスポーツ100年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島の3会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメントに寄せられたスポーツ愛好者等の意見を21世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

宣 言

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。

既にユネスコは、1978年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げただけでなく、極めて大きな社会的影響力をもつに至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自覚に立って21世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、21世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりの深い3つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

- 一、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

二. スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

三. スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけでなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの21世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。遍く人々がこのスポーツの21世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの21世紀的価値の伝道者となることが求められる。

おわりに

本宣言は、日本のスポーツ100年の歴史の上に立つ。この100年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピック委員会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを展望し、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、国内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした営みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ100年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方々へ深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通じて、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

平成23年7月15日

日本体育協会・日本オリンピック委員会
創立100周年記念事業実行委員会

会 長 森 喜朗

スポーツ界における 暴力行為根絶宣言

はじめに

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆(きずな)を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

宣言

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに21世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との絆(きずな)を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆(ぼうとく)し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一．指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育

成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。
- 指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二. スポーツを行う者

- スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。
- スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

三. スポーツ団体及び組織

- スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。
- スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通じた国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

おわりに

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言いがたい。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からス

スポーツを行う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを展望しつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成25年4月25日

公益財団法人日本体育協会

公益財団法人日本オリンピック委員会

公益財団法人日本障害者スポーツ協会

公益財団法人全国高等学校体育連盟

公益財団法人日本中学校体育連盟

あなたの考えや行動をチェックしてみましょう

次の20項目を読んで、あなたの考えや行動に「あてはまる」か「あてはまらないか」を判断してみてください。

		あてはまる	あてはまらない
1	スポーツがうまければ指導者として十分だと思う		
2	自分のスポーツ指導に絶対的な自信を持っている		
3	スポーツの指導のために何かを勉強するなんて面倒くさい		
4	プレーヤーは自分の指示に従っていればよいと思う		
5	指導者に対してプレーヤーが異議申し立てをするのはおかしいと思う		
6	気に入ったプレーヤーをつい鼻臑(ひいき)してしまうのは人情だと思う		
7	自分の指導しているスポーツの場では暴力やハラスメント、いじめの問題は起こってないから、今後も大丈夫だと思う		
8	知り合いの指導者がスポーツの指導に伴って暴力行為を行っていることを知っているが、その人の指導法だと思う		
9	指導しているプレーヤー間でいじめが起こっても、関わらないようにしている		
10	場合によっては暴力行為を伴ったスポーツ指導も必要だと思う		
11	ケガをさせなければ殴ってもよいと思う		
12	プレーヤーとの間に信頼関係があれば、暴力は許されると思う		
13	スポーツ指導で暴力行為を禁止したら、プレーヤーやチームが弱くなってしまうと思う		
14	スポーツの指導には、女性よりも男性の方が適していると思う		
15	スポーツ組織の役員に女性が就くことには違和感がある		
16	カラオケなどでプレーヤーが指導者とデュエットをするのは当然だと思う		
17	あいさつをする時に異性のプレーヤーの身体にふれることがよくある		
18	スポーツを指導する時に権利や人権のことなどほとんど考えない		
19	障がい者のスポーツ指導は手間がかかるので面倒だ		
20	同性愛者がスポーツをすることには違和感がある		

以上の20項目のなかであなたの考えや行動に「あてはまる」ものがあれば、あなたのその考えや行動について一度振り返ってみる必要があります。